

掛川市規則第34号

掛川市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計規則の一部を改正する規則

掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第48条第1号中「10分の4」を「10分の6」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。